

利用者資金の保全方法について

1. 資金決済法 14 条 1 項の規定の趣旨

前払式支払手段の所有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務付けられております。

2. 資金決済法 31 条 1 項に規定する権利の内容

万が一の場合、前払式支払手段の所有者は、資金決済に関する法律第 31 条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

3. 発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別

当社の利用者資金の保全方法は次のとおりです。

- ・発行保証金保全契約

4. 発行保証金保全契約の相手方の氏名、商号又は名称

当社は次の金融機関と発行保証金保全契約を締結しております。

- ・株式会社西日本シティ銀行